

(目的)

第1条 この施行内規は、獨協大学図書館資料収集及び管理規程（以下「資料管理規程」という。）第16条第1項第1号に基づき、廃棄資料選定委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(任務)

第2条 この委員会は、資料管理規程第15条に基づき、除籍又は抹消する資料の候補を選定し、あわせてその処分方法及び実行に必要な措置を図書館長に提案する。

(構成)

第3条 委員会は次の委員によって構成する。

- (1) 課長・課長補佐
- (2) 図書館長が指名した図書館職員若干名

(委員長)

第4条 委員長には、課長を当てる。

(任期)

第5条 図書館長指名委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、構成員の中で委員長が指名した委員が担当する。

附 則

この施行内規は、平成10年4月1日より施行する。

附 則（平成30年内規等第11号）

この施行内規は平成30年4月1日から施行する。

補則

図書館資料の定義

本内規の図書館資料とは、図書館規程第7条第1項「(資料)」で規定されているもの。

※第7条第1項

図書館が収集・管理する資料とは、図書・逐次刊行物等の印刷資料のほか、各種の写本、文書、記録、マイクロ資料、各種の視聴覚資料その他情報の媒体として図書館が利用者に提供するものが相当と認められるすべての資料をいう。